ご注意ください！

●以下の旧指定ごみ袋は、令和７年４月から使用できません。

令和７年４月１日以降、旧指定ごみ袋でごみステーションへ出されたごみは収集しませんので、新しい指定ごみ袋を使用してください。

【対象】「諸富・三瀬」と記載がある旧指定ごみ袋５種

①燃えるごみ ②燃えないごみ ③空缶・空ビン ④ペットボトル ⑤トレイ

●未使用の旧指定ごみ袋は、新しい指定ごみ袋と交換できます。

◎受付場所　佐賀市 三瀬支所 市民サービスグループ窓口

◎期　　間　令和７年３月24日(月)から令和７年５月30日(金)まで（平日８時３０分～１７時）

※指定袋は１枚単位で等価交換し、佐賀市清掃工場(高木瀬)でも交換対応します。

＜＜ 連絡先：佐賀市 循環型社会推進課(佐賀市清掃工場) TEL：30-2430 ＞＞